

## 徳島県景観アドバイザー制度実施要領

### (目 的)

第1条 この要領は、徳島県景観アドバイザー制度実施要綱（以下「要綱」という。）第10条に基づき、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (アドバイザーの専門分野)

第2条 アドバイザーは、次に掲げる分野で複数の分野の専門家である者とする。

- (1) 景観 (2) 建築 (3) 都市計画 (4) まちづくり (5) 樹木・農業
- (6) 色彩・デザイン (7) 地域振興 (8) 観光 (9) ワークショップ

### (報償費等の額)

第3条 要綱第8条の規定によるアドバイザーの派遣に関する報償費及び旅費の額は、派遣を申請する市町村の規定によるものとする。

### (費用の支払い方法)

第4条 前条の規定による費用の支払い方法については、派遣を申請する市町村の規定に従うものとする。

## 附 則

### (施行期日)

この要領は、平成19年10月31日から施行する。

この要領は、平成24年4月2日から施行する。